

第 2 号議案

あさぎ町広域協定運営委員会規則(細則)の一部改正の承認について

組織の役員の構成に変更があったため、下表の通り改正したい。

細則(2) 新旧対照表

旧								新							
(2)-1 各組織 役員年報酬について								(2)-1 各組織 役員年報酬について							
組織	組織役員年報酬(※長寿命化のみの集落は除く)							組織	組織役員年報酬(※長寿命化のみの集落は除く)						
	代表	副代表	書記	会計	監査役	その他役員			代表	副代表	書記	会計	監査役	その他役員	
農地・水・平和	50,000	30,000	40,000	40,000	30,000	幹事	20,000	農地・水・平和	50,000	30,000	40,000	40,000	30,000	幹事	20,000
														団体幹事	5,000
須恵・深田畑	20,000	15,000	15,000	15,000	-	幹事	10,000	須恵・深田畑	20,000	15,000	15,000	15,000	-	幹事	10,000